

とうのう

# 岐阜県東濃地域 医師確保奨学資金等 募集要領

《 令和 8 年度 版 》



貸付時に指定された医療機関で一定期間を勤務  
いただければ、貸付金の償還を免除します！

東濃西部広域行政事務組合

URL <https://tono-seibu.org/ishi-kakuho/>

# 令和8年度 岐阜県東濃地域医師確保奨学資金等貸付制度 募集要領

## 1 目的

将来医師として東濃地域の指定医療機関（※1）で地域医療に従事する意志がある方に、修学に必要な資金（奨学資金等）を貸し付け、医師として勤務していただくことを目的としています。

（※1）指定医療機関	所 在 市
①多治見市民病院（令和8年度は募集していません）	多 治 見 市
②公立東濃中部医療センター	瑞 浪 市 土 岐 市
③総合病院中津川市民病院	中 津 川 市
④市立恵那病院	恵 那 市
⑤国民健康保険上矢作病院	

## 2 応募資格

令和8年4月1日の時点で学校教育法管轄の医学部学生（海外の大学や防衛医科大学等は対象外）、医学部大学院生及び医師で初期臨床研修、専門研修を受けている方又は受けようとする方。

なお、次のいずれかに該当する方に対しては、貸し付けることができません。

- （1） 成年被後見人又は被保佐人
- （2） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3） 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 募集人数

4名程度

【内訳】公立東濃中部医療センター 2名程度  
総合病院中津川市民病院 1名程度  
市立恵那病院または国民健康保険上矢作病院 1名程度  
※多治見市民病院は、今年度募集はありません。

## 4 指定医療機関の希望 ※事前の見学が必要です

申請者は、事前に見学を行った上で申請時に指定医療機関を第2希望まで記載できます。また、希望する指定医療機関以外の指定医療機関での貸付決定の可否を選択できます。

## 5 募集期間と応募先

令和8年4月1日（水）から令和8年5月11日（月）午後5時まで（書類必着）

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所本庁舎 3階  
東濃西部広域行政事務組合 総務企画課

電話：0572-22-1111 内線 1331 Email：kouiki@tono-seibu.org

## 6 選考

- （1） 選考方法：書類審査及び面接試験により行います。
- （2） 面接試験：令和8年5月30日（土）（予備日：令和8年6月14日（日））
- （3） 貸付決定：選考の結果、貸付決定者の指定医療機関が決まります。  
後日、応募者ご本人へ採否の決定通知を送付します。

- (4) **選考委員**：東濃西部広域組合参事ほか、指定医療機関関係者、各市の病院担当者など  
詳細は東濃地域医師確保奨学資金等選考委員会設置要綱第3条を参照ください。

## 7 必要書類

### (1) 大学生奨学資金（医学部学生に貸し付ける資金）

- ア 貸付申請書（所定の様式）
- イ 大学の在学証明書（令和8年4月1日以降のもの）
- ウ 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（所定の様式。ただし、1年生は卒業した高校の校長の推薦調書でも可）
- エ 保証人の印鑑登録証明書
- オ 住民票（申請者ご本人のみが記載され、本籍の記載がないもの）又はこれに代わるもの
- カ 健康診断書
- キ 意向調査票（所定の様式）
- ク 履歴書

### (2) 大学院生奨学資金（医学部大学院生に貸し付ける資金）

- ア 貸付申請書（所定の様式）
- イ 大学院の在学証明書（令和8年4月1日以降のもの）
- ウ 医師免許証の写し
- エ 在学する大学院の学長又は研究科長の推薦調書（所定の様式。ただし、1年生は卒業した大学の学長又は学部長の推薦調書でも可）
- オ 保証人の印鑑登録証明書
- カ 住民票（申請者ご本人のみが記載され、本籍の記載がないもの）又はこれに代わるもの
- キ 健康診断書
- ク 意向調査票（所定の様式）
- ケ 履歴書

### (3) 研修資金（医師で初期臨床研修、専門研修を受けている方又は受けようとする方に貸し付ける資金）

- ア 貸付申請書（所定の様式）
- イ 研修実施計画書（所定の様式）
- ウ 医師免許証の写し
- エ 初期臨床研修又は専門研修を受ける医療機関の設置者又はその管理者の推薦調書（所定の様式。ただし、研修1年目の方は卒業した大学の学長又は学部長の推薦調書でも可）
- オ 保証人の印鑑登録証明書
- カ 住民票（申請者ご本人のみが記載され、本籍の記載がないもの）又はこれに代わるもの
- キ 健康診断書
- ク 意向調査票（所定の様式）
- ケ 履歴書

### (4) 書類作成上の注意

- ア 必要書類は、書類提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
- イ 『健康診断書』は、身長、体重、血圧、視力、聴力、内科的所見、X線所見、その他の疾患・異常の診断項目を満たしたものを提出してください。
- ウ 申請には連帯保証人2名が必要です。連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成人で、

奨学資金等の償還及び利子の支払いの責任を負うことができる方とします。

エ 『所定の様式』は、東濃西部広域行政事務組合のホームページ又は東濃西部広域行政事務組合の事務所にて取得してください。※「東濃西部医師奨学金」で検索してください。

オ 電子メールのアドレスを、応募書類にご記入ください。

カ やむを得ない事由により提出書類が揃わない場合等は事務局（0572-22-1111）へお問い合わせください。

## 8 貸付決定

- (1) 令和8年8月中までに応募者ご本人へ書面で通知します（6月中に結果を連絡します）。
- (2) 貸付決定を受けた方に貸し付けます。奨学資金等は、4月分から6月分を6月に、7月分から9月分を7月に、10月分から12月分を10月に、1月分から3月分を1月に、年4回に分けて交付します。ただし、貸付初年度の令和8年度については、4月分から9月分までを8月末に一括して交付する予定です。
- (3) 貸付決定の結果を公表します。
- (4) 貸付決定と同時に指定医療機関が決まります。原則、指定医療機関の変更はできません。

## 9 貸付金額

- (1) 修学又は研修期間中： 月額20万円（年額240万円）
- (2) 大学入学時： 60万円（1回限り）

## 10 貸付期間

- (1) 大学生奨学資金： 正規の修学期間（6年間）を限度とする。
- (2) 大学院生奨学資金： 正規の修学期間（4年間）を限度とする。
- (3) 研修資金： 5年間を限度とする。

※（1）～（3）を重複して申請することができますが、貸付期間は通算するものとし、同一の方につき、6年間を限度とします。

## 11 貸付けの休止及び停止

- (1) 奨学資金等の貸付けを受けている方が次のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分から、その事実が消滅した日の属する月の分まで、当該奨学資金等の貸付けを休止します。
  - ア 大学、大学院の課程を休学したとき。
  - イ 大学、大学院で停学の処分を受けたとき。
  - ウ 初期臨床研修、専門研修を中断することとなったとき。
- (2) 奨学資金等の貸付けを受けている方が次のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の分から当該奨学資金等の貸付けを停止します。
  - ア 死亡したとき。
  - イ 大学若しくは大学院の課程を退学し、又は初期臨床研修若しくは専門研修を中止したとき。
  - ウ 心身の故障のため、大学若しくは大学院の課程の履修又は初期臨床研修若しくは専門研修を継続する見込みがなくなると認められるとき。
  - エ 奨学資金等の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - オ 偽りその他不正の手段により奨学資金等の貸付けを受けたとき。
  - カ アからオに掲げるもののほか、奨学資金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

## 12 償還の免除

### (1) 償還免除となる要件

次のいずれかに該当するときは、奨学資金等の償還及び利子の支払いの全部を免除します。

ア 初期臨床研修、大学院の課程又は専門研修を修了し、特定診療従事医師（※）として奨学資金等の貸付けを受けた期間の3分の2に相当する期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）、指定医療機関で勤務したとき。

イ 初期臨床研修、大学院の課程又は専門研修を修了し、奨学資金等の貸付けを受けた期間に相当する期間、特定診療従事医師（※）以外の医師として指定医療機関で勤務したとき。

\*上記ア、イの期間を満了するまでの間、通算（大学院の課程又は専門研修を修了後、指定医療機関以外での勤務期間）して貸付期間の2倍に相当する期間（管理者がやむを得ない事由があると認めた場合を除く）を上限として、指定医療機関に勤務しないことができます。

\*大学院の課程又は専門研修の期間は原則として3年を超えることができませんが、管理者に延長を申請すれば承認される場合があります。また上記の「2倍に相当する期間」内において行っていただくことも可能です。

\*償還免除となるために指定医療機関に勤務する必要がある期間（必要勤務期間）が3年に満たないときは、これをそれぞれ3年とします。

\*指定医療機関に勤務した期間が1年を超え、必要勤務期間に満たないときは一部償還を免除します。

#### (※) 特定診療従事医師

次のいずれかの診療科の診療に従事する医師とします。

- (1) 小児科
- (2) 産科
- (3) 産婦人科（産科の診療に従事する場合に限る）
- (4) 麻酔科

### (2) 償還が免除となる指定医療機関

償還免除要件を満たすための勤務先は、貸付決定の際に申請者の希望を考慮し、選考委員会で決定した指定医療機関となります。

※指定医療機関に勤務された場合、関連する診療所に勤務していただくことがあります。

※医療機関が指定管理者制度へ移行又は他の医療機関と統合した場合の指定医療機関は、指定管理移行後の医療機関又は統合後の医療機関となります。

### (3) 償還が免除となる診療科

償還免除要件を満たすための診療科は貸付決定の際に申請者の希望を考慮し、決定します。

P7の『医師確保奨学資金等の被貸付者の受入れを希望する診療科令和8年度募集』を参考のうへ、『意向調査票』に希望する診療科をご記入ください。

※希望する診療科が決めきれない場合には、ご相談ください。

### (4) 初期臨床研修

ア 初期臨床研修先の定めはありません。希望される医療機関で初期臨床研修を受けることができます

イ 貸付決定の際に決定した指定医療機関で行った初期臨床研修の期間の2分の1の期間は、必要勤務期間に含まれます（ただし研修資金の貸付を受けながら行う初期臨床研修の期間は含まれません）。

※初期臨床研修を実施していない診療科があります。詳細は、各医療機関にお問合せください。

※医療機関が指定管理者制度へ移行又は他の医療機関と統合した場合の指定医療機関は、指定管理移行後の医療機関又は統合後の医療機関となります。

#### (5) 専門研修（後期研修）

ア 償還猶予の決定を受けた方は、専門研修中は奨学金の償還が猶予されます（ただし3年を上限とします）。

イ 貸付決定の際に決定した指定医療機関で行った専門研修の期間は、必要勤務期間に含まれます（ただし研修資金の貸付を受けながら行う専門研修の期間は含まれません）。

※専門研修を実施していない医療機関、診療科があります。詳細については、ホームページをご覧ください。各医療機関にお問い合わせください。

### 13 奨学資金の償還

(1) 11の(2)の奨学資金等の貸付けが停止されたとき、12(1)の償還免除の要件を満たさなくなったとき、大学を卒業後3年以内に医師の免許を取得できなかったときは、各貸付日から償還事由が生じた日までの日数に対し、年10%の利息が発生し、償還すべき額に利息を加えた額を一括して償還していただきます。

(2) 正当な理由がなく、償還すべき額を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に應じ、償還すべき額につき償還期日の翌日における法定利率により計算した延滞利息を支払っていただきます。

※貸付利息及び延滞利息等の算定基準は、条例及び施行規則で定められています。

### 14 償還の猶予

次のいずれかに該当するときは、奨学資金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができます。

(1) 大学生奨学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき。

(2) 大学生奨学資金の貸付けを受けた者又は初期臨床研修のための研修資金の貸付けを受けた者が、初期臨床研修修了後引き続き専門研修を受けているとき、又は引き続き大学院に在学しているとき（ただし3年を上限とします）。

(3) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学資金等の償還及び利息の支払いが困難であると認められるとき（留年の場合を含む）。

### 15 貸付け決定後の書類提出

毎年度当初に、交付申請書又は現況報告書をご提出いただきます。また、各種変更等の施行規則に定める届出事項に該当することとなった場合、届出書等の提出をしていただくこととなります。詳しくは、条例及び施行規則で確認してください。

### 16 決定した指定医療機関との連絡

この制度は貸付開始から決定した指定医療機関での就労までには、長い時間がかかります。このため近年では、今後ご本人が選択する医局・診療科によっては、将来、決定した指定医療機関で勤務できなくなり、償還しなくてはならないという事例が生じています。こうした事態にならないよう、日頃から決定した指定医療機関とは連絡を取り合うよう努めてください。

## 17 申請をする前に病院見学を行ってください

申請をする場合、指定医療機関はどこを希望したらいいのか悩むこともあると思います。

指定医療機関は、将来ご自身が研修や勤務をする場所です。

その病院にはどんな人がいるのか、どんな場所にあるのか、どんな雰囲気職員さんが働いているかなど、将来の自分が働くイメージを持って、希望する病院を決めましょう。

選考に関わる病院側としても、将来をしっかりとイメージした上で希望を出してほしいと考えています。**必ず病院見学を行った上で申請をしてください。**

各病院では、見学希望者の受け入れをしています。病院見学は下記連絡先まで！

多治見市民病院	担当： 事務長 池田 達也	TEL : 0572-22-5211 メール：t-ikeda@kouseikai-tajimi-shimin.jp
公立東濃中部医療センター	担当： 企画総務課長 林 孝政	TEL：0572-55-2111(代表) メール：tono.soumu1@gfkosei.or.jp
総合病院中津川市民病院	担当： 医師確保対策室 西尾 晃	TEL：0573-66-1251(代表) メール：nmgh@hosp.city.nakatsugawa.gifu.jp
市立恵那病院	担当： 事務部長 森井 尚之	TEL：0573-26-2121(代)内線3995 メール：naoyukim@jadecom.jp
国民健康保険上矢作病院	担当： 総務課事務長 安藤 哲也	TEL：0573-47-2211 内線153 メール：kamiyahagihp@city.ena.lg.jp

- ・**募集期間以前でも見学が行える場合があります。**各病院にお問い合わせください。
- ・現地での見学ができない場合（学校都合や新型コロナウイルス感染状況など）でも、電話やメールなどで病院の担当者の方と連絡を取ることは可能です。
- ・ただし、貸付制度に関することは、東濃西部広域行政事務組合までご連絡ください。

### 注意事項

※この募集要領のほか、『東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例』、『同施行規則』等で充分ご確認ください。条例等は本制度ホームページにてご覧いただけます。

※申請書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですので、正確に記載してください。

※申請書類は、採用の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。

※採用の可否について電話等による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、その旨ご了承ください。

## 東濃西部広域行政事務組合

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所本庁舎 3階  
電話：0572-22-1111 内線1331 Email：kouiki@tono-seibu.org



ホームページ